

高額医療・高額介護合算療養費制度について

高額医療・高額介護合算療養費制度では、世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)に『医療保険』と『介護保険』の両方に自己負担があり、その合計が自己負担限度額(年額)を超えた場合、申請によって限度額を超えた金額が支給されます。

申請に際しては、被保険者証(国民健康保険又は後期高齢者医療と介護保険の両方)、申請者の印鑑、振込口座の分かるもの(被保険者本人以外の口座への振込みは委任状が必要となります)をご持参ください。

なお、年齢到達・転居等により医療・介護の保険者が変更となった場合、前保険者の発行した自己負担額証明書が必要となる場合があります。

■後期高齢者医療制度加入者および国民健康保険加入者(年齢が70歳以上75歳未満)の場合

所得区分	対象者(住民税課税所得)	自己負担限度額(年額) 1年間に要した医療費 と介護費の合計	
現役並み	現役Ⅲ	課税所得690万円以上の方	212万円
	現役Ⅱ	課税所得380万円以上690万円未満の方	141万円
	現役Ⅰ	課税所得145万円以上380万円未満の方	67万円
一般	自己負担割合「1割」で、区分Ⅰ、区分Ⅱのいずれにも該当しない方	56万円	
区分Ⅱ	同じ世帯の全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方	31万円	
区分Ⅰ	同じ世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員が所得0円、または老齢福祉年金受給者の方(年金の所得は、控除額を80万円として計算)	19万円	

■国民健康保険加入者(年齢が70歳未満)の場合

所得区分 (基礎控除後の総所得)	自己負担限度額(年額) 1年間に要した医療費と 介護費の合計
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※自己負担額から限度額を差し引いた額が501円以上の場合に限り支給されます
 ※対象と見込まれる方には、申請書を令和2年2月末頃発送予定です(申請時効2年)
 ※令和元年8月診療分以降は来年度の申請になります

【問】国保・健康課 ☎(0879)26-9907 長寿介護課 ☎(0879)26-9904
 香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎(087)811-1866

『110番 アプリシステム』の 運用開始

聴覚や言語機能等に障害があり、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察に通報できるシステムの運用が始まりました。

利用対象者

聴覚や言語機能に障害のある方など、音声による110番通報が困難な方。

利用方法

スマートフォンに専用アプリをダウンロードし、氏名、電話番号およびパスワードを事前に登録することで利用が可能です。
 ※パスワードは、実際に通報する時に使用します。



<スマートフォンの場合>

iPhoneの方はAppStoreから、Androidの方はGooglePlayで、「110番アプリ」を検索して、ダウンロードし、事前登録を行ってください。

<フィーチャーフォンの場合>

ご使用の携帯電話から「<https://mobile110.npa.go.jp>」にアクセス、または下記QRコードを読み取り、事前登録を行ってください。

※http接続も可能です。



【問】香川県警察本部生活安全部
 通信指令課
 ☎(087)833-0110